

時事新報

一月一日の時事新報

明治二十五年一月一日の時事新報には明治の七福神とよばれて奇抜なる漫畫と一讀願を解かしむる筆端の最も軽き最愛ある漫言とを掲げて讀者の笑覽に供す

歳末歲首の廣告

歳末歲首の本紙は臨時部數を増刊するのみあらず一部の紙數を平生に倍蓰するを以て印刷上廣告申込の期日を早めざるを得ず就ては来る三十日以後の時事新報に廣告御掲載相成度方は可成至急御申込被下度左の期日に後れたる廣告の申込は御依頼に應する能はざる事あるべしの紙上に掲る廣告

申込期日三十日迄

(時事新報は一週一日即ち月曜日に休刊するのみあるに大祭祝日にも休刊する事と想ひ認れる方あり此の誤解は祭日祝日の多き歲首に際して讀者并廣告依頼者の爲め特に不都合察からざれば絶に附記して斯一日の紙上に掲る廣告

二日同上

同來三十日迄 (時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し)

一號二錢(一月前金五十錢)三月前金一圓五十錢六月前金三錢

○時事新報社ヨリ直送ニ郵送スモノハ右定價ノ外ニ一月前金三十錢

○時事新報社ヨリ直送ニ郵送スモノハ右定價ノ外ニ一月前金三十錢

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一號二錢(一月前金五十錢)三月前金一圓五十錢六月前金三錢

○時事新報社ヨリ直送ニ郵送スモノハ右定價ノ外ニ一月前金三十錢

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一號二錢(一月前金五十錢)三月前金一圓五十錢六月前金三錢

○時事新報社ヨリ直送ニ郵送スモノハ右定價ノ外ニ一月前金三十錢

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一號二錢(一月前金五十錢)三月前金一圓五十錢六月前金三錢

○時事新報社ヨリ直送ニ郵送スモノハ右定價ノ外ニ一月前金三十錢

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一號二錢(一月前金五十錢)三月前金一圓五十錢六月前金三錢

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一號二錢(一月前金五十錢)三月前金一圓五十錢六月前金三錢

時事新報

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものあり是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を譲りするより各社同一の記事を掲ぐる事寡からず猶

時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯の如きに通信を依頼せよと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事を知らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は専かに本社に向け寄送あらん事を請ふ

本社へ寄稿に付

陸海軍の當局者 (時事新報) は其軍務を管理するものなれども國務大臣として内閣に列する以上は即ち政務官にして一國の権宜を料理するの責任あるものなり蓋し專制の時代に於ては政務官の責任明あらずして軍務の如きは往々みるに武人の手に委して將軍即ち軍務官たるの事例も少

からず即ち内に向ては軍人の心を收穫し外に對しては國の重きを成すが爲めに特に軍功ある武人をして其局に當らしむる事寡らんあれども是れは其時代に必要な規則の政略により過ぎるのみ立憲の制度行はれて政治上の秩序整然たる時代には苟めにも斯る不都合ある可らず例へば軍務の擴張を計畫するに當り財政の緩急、民度の如何を計りて其經費を算するが如きは陸海軍當局者の責任にして其實を盡さんとするには

本社へ寄稿に付

陸海軍の當局者 (時事新報) は其軍務を管理するものなれども國務大臣として内閣に列する以上は即ち政務官にして一國の権宜を料理するの責任あるものなり蓋し專制の時代に於ては政務官の責任明あらずして軍務の如きは往々みるに武人の手に委して將軍即ち軍務官たるの事例も少

からず即ち内に向ては軍人の心を收穫し外に對しては國の重きを成すが爲めに特に軍功ある武人をして其局に當らしむる事寡らんあれども是れは其時代に必要な規則の政略により過ぎるのみ立憲の制度行はれて政治上の秩序整然たる時代には苟めにも斯る不都合ある可らず例へば軍務の擴張を計畫するに當り財政の緩急、民度の如何を計りて其經費を算するが如きは陸海軍當局者の責任にして其實を盡さんとするには

報には一月の商況物價の報告あり

第三千二百一十五號

明治廿四年十二月三十日水曜日

舊曆辛卯十一月三十日(庚寅)

日出前午後五時二十分

月入午前五時三十分

午後四時五十五分

時四時十七分、三時二十分

月夜九時

時四時十九分

午後二時五十分

時四時二十分

午後二時三十分

時四時四十分

午後二時五十分

時四時五十分

第三千二百一十五號

明治廿四年十二月三十日水曜日

舊曆辛卯十一月三十日(庚寅)

日出前午後五時二十分

月入午前五時三十分

午後四時五十五分

時四時十七分、三時二十分

月夜九時

時四時十九分

午後二時五十分

時四時二十分

午後二時三十分

時四時四十分

午後二時五十分

時四時五十分

午後二時五十分

第三千二百一十五號

明治廿四年十二月三十日水曜日

舊曆辛卯十一月三十日(庚寅)

日出前午後五時二十分

月入午前五時三十分

午後四時五十五分

時四時十七分、三時二十分

月夜九時

時四時十九分

午後二時五十分

時四時二十分

午後二時三十分

時四時四十分

午後二時五十分

時四時五十分

午後二時五十分